

議案第34号

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年9月3日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市国民健康保険条例の一部を改正する条例

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）の一部を次のように改正する。

第20条中「第9項」を「第5項」に、「、若しくは」を「、又は」に改め、「又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後

にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

番号法の改正に伴う国民健康保険法の改正に伴い、当該改正箇所を引用している条文があるため、この条例案を提出するものである。

つくば市国民健康保険条例（昭和63年つくば市条例第90号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条—第19条（略） （罰則）</p> <p>第20条 市は、法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 _____ に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第21条（以下略）</p>	<p>第1条—第19条（略） （罰則）</p> <p>第20条 市は、法第9条第1項若しくは第9項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした者又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない者に対し、10万円以下の過料を科する。</p> <p>第21条（以下略）</p>